

地域経営論の構築に向けて（2）

平 光 正

<目次>

- 4 地域経営主体の組織
- 5 地域経営主体の経営情報
- 6 地域経営の課題

前回（第6巻第2号）では、1. 地域経営論の系譜と論点整理、2. 地域における制度的単位、3. 地域経営の概念設定、について論じた。本稿は、引き続き、最近起きつつある制度変化を考察対象に加え、組織や経営情報の面から論じることにより、地域経営論の枠組みを構築することを目ざしている。

4 地域経営主体の組織

(1) 地域経営主体の組織と可変性

多様化する地域経営主体

2. で述べたように、地域経営の主体を構成しうる制度的単位には、近年、多様化の傾向が著しい。主なものを列挙すれば、民間企業（商法法人）、地方自治体、公益法人（民法法人）、特別法上の非営利法人、NPO法人、協同組合、法人格のない任意団体、独立行政法人、第3セクター（地方自治体共同出資の商法法人）、外郭団体（地方自治体出えんの民法法人）、地方公営企業、地方公社、民間委託（地方自治体から他法人への業務委託）、PFI（地方自治体と他法人の契約による業務分担）などである。これらの法人ないし制度枠組みを、その拠り所となる法制度がそれらの組織に供給を期待する財・サービスの性質によって、公共財から私的財までの、公共性に関する連続したスペクトルの中へ相対的に位置付けることは、ある程度まで可能である。

しかし、近年の新たな法人や制度枠組みの登場により、その位置付けは相互に排他的と

いうより、むしろ競合的なものへ変化してきている。

その点の理論的裏付けを与えるものとして、近年、組織や制度の経済学的分析が急速に進んできた。その研究成果は、経営学、会計学や行政学にも影響を与え、政策科学という新たな学際分野が開けつつある。それらの研究は、実践的であることに共通の価値観が置かれており、企業や政府を規定している制度に対し、改革の処方箋を示すことに積極的である。

組織や制度の可変性

われわれの社会は、組織や制度で成り立ち、個々の組織や個人はその中で動いて（動かされて）いる。組織とは個人の団体であり、任意の団体と法で認められた法人から成るが、社会に圧倒的な影響力をもつのは法人組織である。

人類社会で活動する主体（権利や義務を持っている社会的存在）は、自然界には個人しかないが、取引などの活動の便利のために、法（民法）は個人のほかに法人というものを規定した。これが最も基本的な組織の規定である。承知のように、地方自治体もまた法人である（地方自治法）。

法が制度を規定し、制度が組織や、組織と組織の関係を規定し、組織の行動に影響を与えている。なぜその組織があるのか、と問えば、それを支える制度があるから、制度を規定する法があるから、という答えとなる。し

たがって、法や制度を適切に設計し、あるいは再設計することにより、組織のパフォーマンスをより一層改善することができる。考える。

そのような視点に立てば、財・サービスの公共性の程度と、そのサービスの供給者としていかなる経営主体がふさわしいかは、与えられた制度の枠内で決められる問題ではなく、制度の適切な設計と制度間の選択の問題であることになる。

たとえば、公共的サービスであっても市場性のあるサービスの場合では、原価管理等の財務管理手法において多くの効率化のノウハウが民間企業に存在するので、その手法・ノウハウを公的企業に適用することは有効なはずである。また、無償で供給されるべき性質の公共サービスの場合でも、公益性を損なうことなく、企業制度の経済性・効率性・収益性を達成可能とするような制度を設計できるならば、その供給を公的部門ではなく、民間企業が担うことは可能なはずである。そこでは、管理のあり方は、主に供給される財・サービスの性質に依存し、法制度的あるいは観念的な官・民等の区分には依存しないことになる。

すなわち、組織が何であれ、その任務とする事業活動に共通性があれば、そのマネジメントの仕方に共通性が高まるはずで、また、目標、業績測定にも比較可能性があってしかるべきである。また、制度間の選択の問題は、

供給されるサービスの量、質、コスト、外部効果等の比較評価に基づいて判断されるべきことになる。

(2) 財・サービスの性質と供給者

サービスと供給者の基本的関係

ここで、地域における財・サービスの供給を、国民経済計算(1993年SNA)の概念等に基づき、その性質の別と供給者の別により区分して考える。

はじめに、財・サービスの性質による区分では、私的財/私的サービス、基本的な公共サービス、市場性のある公共サービスの3区分が一般的であり、これを用いる。

ここで、基本的な公共サービスとは、SNAによれば、家計や社会全体等に対して、無料または経済的に意味のない価格で供給される公共サービスと定義され、主として、一般政府により供給されるとされる。具体的には、警察消防、初等中等教育、一般道路、公園等のサービスを例示できる。一方、市場性のある公共サービスとは、SNAによれば、家計や社会全体等に対して、経済的に意味のある価格、市場メカニズムの働いた価格で供給される公共サービスと定義され、主として、公的企業により供給されるとされる。ただし、必ずしも事業の収入による独立採算の原則で経営される(企業性がある)とは限らない。具体的には、公営交通、水道、有料道路、高等教育等のサービスを例示できる。

表1 財・サービスの性質と供給者(1)

財・サービスの性質		供給者		民間部門	
		公的部門	民間部門	民間非営利団体	
		一般政府	公的企業	民間企業	民間非営利団体
公共サービス	基本的な公共サービス	◎			◎
	市場性ある公共サービス		◎		◎
私的財/私的サービス				◎	◎

次に、供給者の別による区分では、公的部門と民間部門に大別され、公的部門は一般政府と公的企業に、民間部門は民間企業と民間非営利団体に分類される。ここで、公的企業とは、SNAでは、供給サービスの性質と結びついた概念であり、公的な資本をもって運営される行政機構から形式的に独立した企業(狭義の公企業)のみならず、地方公共団体がその行政機構の中で営む行政内事業組織(地方公営企業)を含むとされる。

表1は、最も基本的な財・サービスの性質と供給者の関係を整理したものである。

公共サービスの拡大

経済のサービス化の進行は、地域における財・サービス需要にも大きな変化をもたらしている。それは、サービスに対する需要の多様化となって現れている。そのうち、企業のサービス需要は、私的サービスとして民間企業により供給されるものがほとんどであろうが、個人のサービス需要においては、私的サービスのほかに、公共サービス、とりわけ市場性のある公共サービスに該当する分野の需要の範囲が拡大し、多様化していると考えられる。また、サービスの場合、財と違って地域外からの移入は困難で、立地的には制約が生

じる。

これらの拡大し、多様化した市場性ある公共サービスの受け皿として、準公的企業の出現が幅広くみられる。

準公的企業とは、SNAにはない概念であるが、国・地方自治体が資本の一部を所有・支配する企業と、ここでは定義しておく。具体的には、第3セクター¹⁾、特殊会社²⁾がこれに当たる。この準公的企業は、時代の要請にしたがって、必然的に発生したものと考えられるが、制度枠組みとして特別に設計されたものではなく、商法法人の枠組みをそのまま用いている。このため、経営のガバナンスやアカウンタビリティへの公共サイドの関与のあり方については、運用でカバーする形になっている。準公的企業は、これらの融通の利く運用と、公的部門の拡大に代替する機能性が、主に国・地方自治体から評価され、近年増加を示してきた³⁾。

表2は、このように拡大してきた財・サービスと供給者の関係を追加したものである。

公共サービスの供給者シフト

市場性のある公共サービス分野の需要の拡大とは別に、地方行財政改革の進行、市民の行政への関心の高まり、行政サービスに関す

表2 財・サービスの性質と供給者(2)

財・サービスの性質		供給者		民間部門		
		公的部門	民間部門	準公的企業	民間企業	民間非営利団体
公共サービス	基本的な公共サービス	◎				◎
	市場性ある公共サービス		◎			◎
	↓ ↓ < 拡大 >			○		
私的財/私的サービス					◎	◎

◎伝統的な供給主体 ○新たな供給主体

1) 地方自治体の出資を得て設立された商法法人。全国に2,893(H8/1現在)ある。

2) 国出資の商法法人。関西国際空港(株)など。

3) 一方、これらの運用や機能性が、第3セクター経営の主体性や透明性の障害となっているという批判がある。

る実証研究等を通じて、公共サービスの内容、質、コストに対する関心が高まってきている。その結果、公共サービスの供給者についても、民間の参入意欲の高まり、海外における行政制度改革の成功、新たな理論や政策の出現等を背景として、近年、顕著な変化が現れてきた。それらは、民間委託、PFI、民営化、公法人化などである。

民間委託とは、委託事務事業のことで、自治体が、その費用負担を前提として、契約によって自らの機関以外に執行を委ねた事務事業をいう。委託の目的は、公営のコスト高要因（1人当たり人件費の高さ、固定的人員配置、コスト意識の低さなど）の回避、外部の専門技術ないしノウハウの活用等とされる。1970年代後半から増加している。

PFIの定義については、2. で述べた繰り返しとなるが、「民間資金導入の発案」の意であり、公共施設等の「設計」、「建設」および施設のライフサイクル全体にわたる「維持管理」、「運営」を含む事業を、民間事業者主導で行い、公共サービスの効率的・効果的提供を図る仕組みをいう。BOO (Build Own Operate), BOT (Build Operate Transfer) など、公共と民間の各ライフサイクル段階における主体性およびリスク分担関係でいくつかのパターンがある。民営化との違いは、公共部門が民間からノウハウ、資金を取り込む点にあり、公設との違いは、契約期間内の各段階のリスクの一部を民間がとる点にある。

このPFIには3つの類型があるとされる。第1は、公共部門の対価支払いに基づくサービス供給型（海外の事例としては、刑務所、公立病院、一般道路等）、第2は、独立採算型公共プロジェクト（同じく、有料の道路・橋、博物館等）、第3は、官民共同出資事業型（同じく、幹線鉄道、路面電車等）である。このうち、第1の型は、基本的な公共サービスの供給者に民間企業を位置付けるものである。第2の型は、市場性ある公共サービスの供給者に民間企業を位置付けるものである。一方、第3の型は、わが国における第3セク

ター方式（準公的企業）の発展形と位置付けるのが適切と思われる。このように、PFIの導入は、これまで公共部門のみに認めてきた分野のサービスの供給者に民間企業が参入することを意味する。

PFI導入の目的は、第1に、「小さな政府」の実現と、それによる財政健全化、行政効率化、第2に、公共サービスの価格の低下、質の向上によるVFM⁴⁾の追求、第3に、民間の事業機会の拡大にあるとされる。また、PFI成立のカギとしては、民間が事業を継続的に運営しうる条件の設定、各種のリスクを適切に管理できる主体の参加とリスクの合理的な配分、それらをコーディネートできる機関の存在等があげられる。

次に、民営化とは、公的部門の事業組織を民間企業に転換することをいう。また、転換する企業に公的部門の出資が一部残る場合には、部分民営化ということができる。

さらに、公法人化とは、行政内事業組織を行政機構から独立した公法人に転換することをいう。独立行政法人は、この方式の受け皿としてわが国で新たに制度設計され、2001年から実施に移された法人である。独立行政法人については、2. でも述べたとおり、現在は国の行政組織内の転換にとどまっているが、今後は地方行政組織においても適用されることになる予想される。

表3は、これらの公共サービスにおける新たな供給者の出現を、表2にさらに追加したものである。

4) Value for Money (支出または税金に見合う価値)の略称。私的企業における稼得利益額のような決定的な尺度を欠く公的セクターの成果測定の考え方。VFMは、具体的な測定の指標を有する、分析的な枠組みとして性格づけられ、コストの経済性、投入産出の効率性、成果の有効性の3つの要素(3E)から構成されるとされる。この考え方は、欧米における公的セクターの業績監査の基礎として広く受け入れられている。

表3 財・サービスの性質と供給者（3）

財・サービスの性質		公 的 部 門		民 間 部 門		
		一般政府	公的企業	準公的企業	民間企業	民間非営利団体
公共サービス	基本的な公共サービス	◎ → → <シフト>	○ (公法人化)		○ (民間委託/ PFI)	◎
	市場性ある公共サービス		◎ → → <シフト>		○ (PFI/ 民営化)	◎
	↓ ↓ <拡大>			○		
私的財/私的サービス					◎	◎

◎伝統的な供給主体 ○新たな供給主体

(3) 公共サービスと組織の選択

以上みてきたように、経済のサービス化、公共サービスの内容・質・コストに対する関心の高まり、組織についての制度変化が、地域における財・サービスの需要供給構造に大きな変動をもたらしている。

その第1の方向は、公共サービスの範囲が拡大する方向である。これは、財・サービスに対する市民の選好に関することである。ただし、そこには予算制約があり、公共サービスの場合には、税負担および世代間負担のあり方を含めた財政制約がある。したがって、問題は、公共サービスの範囲の拡大という方向に対し、その負担と受益のバランスを考え、公共サービスの優先順位をどう決めて行くか、ということである。その回答は、3. で述べたとおり、政策効果（アウトカム⁵⁾）についての市民の主観的評価、政治的意思決定に基づき、いかなる種類・内容・質・量の公共サービスを選択するかを、その地域の市民が決めることであるといえよう。

第2の方向は、公共サービスの質とコストを追求する方向である。支出や税負担に見合っ

た価値を求めるVFM⁶⁾の考え方に基づき、いかなる組織や制度枠組みがサービスの供給者としてふさわしいかを、制度の設計段階から含めて検討し、財貨・サービスの提供水準（アウトプット⁷⁾）を高める方向である。この方向についても、行政まかせではなく、市民、民間団体、研究者等による監視、提案、協力が不可欠であるといえよう。

5 地域経営主体の経営情報

(1) 組織と経営情報

経営情報の役割

個々の地域経営主体は、その事業活動（生産・流通等）の計測や支配する経営資源（資産・負債）の測定・認識を通じて、自らの活動状況や業績を測定し、活動水準や財務状態を把握し、経営情報として組織の内外に提供している。それらの経営情報は、自他の経営主体の意思決定に活用され、次なる事業活動に連なって行く。そのように経営情報は、経営システムの円滑な運営を支える役割を担っている。それらの経営情報は個々の経営主体の経営情報システムにより生産される。また、

5) 本論3. (2)参照（静岡産業大学経営学会『環境と経営』Vol.6-2, 77-78頁）

6) 脚注4を参照

7) 脚注5に同じ

それらの情報は、地域全体で集計することにより、地域経営資源データベースとして把握することも考えられる。

公的部門と民間部門の経営情報

はじめに述べたように、わが国では、公行政対私経営という対立概念が根強く存在し、ほとんどすべての法制度がその区分を前提に設計されてきている。その結果、組織の財務的機能に関しても、公財政対企業財務として峻別され、会計的機能に関しても、公会計対企業会計として相容れない制度設計となっている。

会計は、経営情報の中でもその中枢を占める会計情報を提供する制度的基盤であり、一般に、①受託財産の管理責任を表明する機能、②意志決定に有用な情報を提供する機能、を有している。公的部門の会計である公会計も、これに対応し、①公的説明責任の表明機能、②公共サービス提供の成果および能力の報告機能、を有していると考えられる。

しかし、現実のわが国公的部門の会計は、単式簿記・現金主義の会計技術に基づいて現預金等の歳出入のみを把握する制度となっており、固定資産等のストック情報が不十分なうえ、予算・決算書の難解さも加わり、本来あるべき機能を果たしているとは言い難い。

地域経営主体の経営情報に関して、公共部門の会計情報システムが明らかに立ち遅れている現状は、最大の問題点と言わざるを得ない。

(2) 公会計制度の動向

わが国公会計の現状

わが国の公会計と企業会計の会計技術上の違いは、前者が単式簿記・現金主義であるのに対し、後者は複式簿記・発生主義に基づいている点である。さらに、わが国公会計は、会計年度独立の原則を墨守している。その結果、金銭の収支に主な関心が払われる一方、それにより生み出された固定資産等のストックへの関心が不十分となっている。そもそも基本的なストック情報であるバランスシート

がシステムとしては存在しない。

さらに、これらの点から派生して、①サービスまたは資産等がどのように公的サービスを提供しているか、②資産等の維持保全に問題はないか、③管理運営が効率的、効果的に行われているか、等の公的部門に付託された資源の管理運営についての情報提供機能もまた、不十分とならざるを得ない問題点を有している。

しかも、このような現状は、国際的に比較しても非常に立ち遅れた形となっている。

国際的動向

1980年代に欧米諸国を襲った財政危機を契機として、英国、ニュージーランド等のアングロサクソン系諸国では、行財政改革の一環としての政府会計制度改革が開始され、以後着実に進行した。その会計制度は、企業会計と同様の複式簿記・発生主義に基づいており、①情報開示の改革、②経済資源管理の改革、の両面を含むものであった。同時に、会計監査・会計検査の基準整備、公会計概念フレームワーク等の調査研究も進展した。その後、この政府会計制度改革の波は各国に及び、今日では、複式簿記・発生主義もしくはそれに近い形の会計を、国、地方の一部にでも導入していない国は、日本、ドイツ等わずかとなっている。また、国際機関を中心に、国際的な公会計基準策定の動きも活発となっている。

このような政府会計の企業会計への接近のもう一つの背景は、財政資金の市場調達化の動きである。財政資金の市場調達、特に国際資本市場での調達増加は、投資家の意志決定のための会計情報の提供を余儀なくさせる。資産・負債の情報、会計基準・監査基準により保証される情報の質等において、企業会計方式の優位は動かしがたいものとなっている。

国内自治体の動向

わが国の地方自治体においては、固定資産等のストック情報が不十分なこと、予算・決算書のわかりにくさに対し、改善する動きが強まってきている。1997年社会経済生産性本部が地方自治体の貸借対照表に関する研究を

発表して以来、各自治体のバランスシート作成の試みは急速に広まり、2000年に自治省のガイドラインが発表されるに至って、全国的に普及した。ただし、集計の範囲は、多くのケースで普通会計にとどまっている。

一方、財政・会計情報のディスクロージャーについても、情報公開法の施行にともなって、進展している。

今後は、公営企業会計、地方公社等を含めた結合化・連結化および事業部門別の集計、個別事務事業のコスト情報、総合的経営指標の開発等が課題とされている。特に、公的部門の会計間、法人間の資金の流れが輻輳し、債務累積の全体像が見えにくい問題点をどこまで解明できるかが、問われてこよう。

ただし、これはあくまで現状の会計制度を前提とした小手先の改善であり、抜本的には企業会計と同様の複式簿記・発生主義会計の採用、会計制度の転換を行う必要があることは、銘記されなければならない。

(3) 公共サービス供給者の会計

ここで、公共サービス供給者の会計について、概要を比較整理しておく。

一般政府と公的企業

一般政府の会計は、地方自治体のうちの一般会計と特別会計のうちの狭義の特別会計（公営企業会計以外の特別会計）、合わせて普通会計とよばれている部分がある中心となる。この会計はいわゆる官庁会計、単式簿記・現金主義の会計方式である。

一方、公的企業に含まれる会計の代表は、特別会計のうち公営企業会計であり、一部は複式簿記・発生主義を採用し、一部は単式簿記・現金主義を採用している。

今後、一般政府型組織は、複式簿記を採用し、完全発生主義（すべての経済資源を測定する場合）または修正発生主義（財務資源および一部の経済資源を測定する場合）を会計の基礎とする会計に移行せざるを得ないと思われる。その場合の財務諸表の構成は、公益法人会計に準じた形が考えられ、貸借対照表、

資金収支計算書、正味財産増減計算書が基本となろう。また、公的部門の説明責任を満すため、海外の例にならい、非財務情報⁸⁾を加味した成果報告書が追加されるべきであろう。なお、資金収支計算書には、予算準拠性の検証の役割もある。

一方、公的企業型組織は、従来の複式簿記・発生主義型を全面的に採用し、財務諸表の構成には、従来の貸借対照表、損益計算書に加えて、一般政府型同様、資金収支計算書、成果報告書が追加されるべきであろう。

なお、制度改革により新たに登場した独立行政法人は、公的企業の一つであるが、複式簿記・発生主義を採用し、財務諸表の構成は、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、行政コスト計算書となっており、概ね満たすべき要件を備えている。

民間部門

民間部門のうち、民間企業については企業会計の諸基準が適用される。企業会計は経済社会の変化にも適時対応して改訂が図られ、国際的にも調和化が進められており、最も整備された体系を用意している。

民間非営利法人については、財団法人・社団法人が公益法人会計、社会福祉法人が社会福祉法人会計、医療法人が医療法人会計、学校法人が学校法人会計、NPO法人（特定非営利活動法人）が未整備（当面、公益法人会計に準拠）という具合に、異なった基準が適用され、特殊な扱いも少なくなく、必ずしも整備されているとは言えない。ただし、共通のベースとなっている公益法人会計は、比較的整備されており、複式簿記・発生主義を採用している。

準公的企業（第3セクター）は企業会計の適用対象である。

なお、PFIについては、事業分担に応じてそれぞれ参加組織の会計に反映されることに

8) VFM（3E）監査結果、業績評価などの情報（英国地方政府の例）

なるが、比較の観点からはプロジェクトを単位とした経営・会計情報の開示が求められよう。

6 地域経営の課題

まとめとして、(1)地域経営の基盤整備、(2)制度変化の活用と調整、(3)経営情報システムの整備、の3点を地域経営の課題として提起したい。

(1) 地域経営の基盤整備

地域経営を実体のあるものとするためには、まず地域経営の基盤を整備する必要がある。ここでは、(1)地域経営理念の定立、(2)市民自治（政策決定過程への市民参加）の確立、(3)市民および組織の連携、の3点を指摘したい。

地域経営理念の定立

地域とは、政府・企業等の組織体が財貨・サービス供給のためにマネジメント活動を展開する場であり、同時に、市民が生活し、市民自治（政策決定過程への市民参加）を実現する場である。地域経営とは、政策効果（アウトカム）の実現に向けて、諸組織のマネジメントと市民自治の双方を活動させる過程である。その目的である政策効果（アウトカム）は、さらに何段階かの目的の体系を成していると考えられる。その目的の体系の中で、最も普遍的かつ精神的に語られるべきものが、地域経営の理念である。それは、たとえば、「地域経済の振興」、「まちづくりの成功」といった次元を超えた、「住み続けたい地域を求め続ける」という類のものであるだろう。そのような、地域に根ざす個性ある地域経営理念の定立が求められよう。

市民自治の確立

市民自治（政策決定過程への市民参加）過程は、わが国では、地域経営の基盤として未だ脆弱であると言わざるを得ない。今日ようやく、地方分権化の動きが本格化し、基礎自治体である市町村の自治権強化が進んできたが、それが果たして草の根段階までの市民自治の浸透につながるのか、確かには言えない。

地方自治の議論は、経営主体としての自治

体の経済的最適規模が何であるかといったところに向かいがちであり、草の根段階からの市民自治を確立するための最小単位の規模をいかに形成するかという視点を欠きがちである。この点に関しては改めて、地方自治の先進国、英国における自治組織パリティッシュに学ぶ必要がある。

企業の経営の統制は、コーポレート・ガバナンスという統治過程をつうじて株主により行われる必要のあることが今日改めて確認されているが、地域の経営もまた、市民自治の確立された過程をとおして、行われなければならない。

市民および組織の連携

地域経営を発展させるには、構成メンバーである市民および組織の連携が重要である。そのカギとなる要素として、PFIの成立要件をヒントとすれば、第1に、市民および公共・民間各組織間の信頼に基づく協働、第2に、異組織間の成果・コスト・リスク管理に関する目標共有、第3に、市民および各組織間をコーディネートできる機関の存在、があげられよう。

連携は、公共・民間組織間においても勿論重要であるが、今後はむしろ市民・民間関係、民間・民間関係の連携が大きな役割を担ってこよう。たとえば、市民と企業の交流、企業とNPOの協力等の形である。そのような連携には、地域経営理念の共有を確認したり、他組織の優れた経営戦略やマーケティング手法を学習する効果が期待できる。後者の場合には、学習した側の新たな経営戦略設定やマーケティング活動を促し、地域における財・サービスのイノベーションやマーケット開拓、当該組織のイノベーションにつながる可能性がある。

このように、市民および組織の連携は、地域経営の自立的展開の基礎となると同時に、学習を通じた地域全体の活性化に寄与するはずである。

(2) 制度変化の活用と調整

地域においてこれまで独占されていたような財・サービス供給に、制度変化をもたらす効用を活用して異組織経営主体を導入し、競争を促進する努力を継続して行う必要がある。また、新たな制度枠組みを導入するに際しては、異組織経営主体間のイコルフットィングの確保が図られるよう調整することも求められる。

また、異組織経営主体は、異なる活動原理に基づく一方で、経営管理の側面に関しては少なからず共通の組織編成、人員配置、財務管理、労務管理等を行っているはずである。その点で、他組織の効率的、効果的な経営管理手法の導入、間接部門の一部の他組織へのアウトソーシングなどにも工夫の余地がある。

(3) 経営情報システムの整備

公会計制度の整備

地方自治体の会計は、早急に、民間企業や公益法人等と共通性のある会計に改革されるべきである。また、海外の政府との比較可能性にも配慮した国際的調和化を旨とすべきである。同時に、公会計制度は、企業と異なり、公的説明責任の表明、公共サービス提供の成果および能力の報告を強く求められているのであり、それに対応した成果報告書等の説明報告書類を体系の中に用意する必要がある。また、会計処理の合規性のみならず、経済性、効率性、有効性の3Eの視点を含む監査システムの整備も不可欠である。

経営情報の機能強化

これも主として地方自治体の財務に関することであるが、予算システムと会計システムの調和が図られる必要がある。当期の決算から次期の予算へ情報がフィードバックされ、生きた経営情報として次の意思決定に生かされるしくみが求められる。また、民間企業においては広く導入されている管理会計手法等について、公的部門、民間非営利団体等は積極的に活用を図り、経営情報の充実、質の向上に努力しなければならない。以上

<参考文献>

- D. C. North, *Institutions, Institutional Change and Economic Performance*, Cambridge University Press, 1990 (竹下公視訳『制度・制度変化・経済成果』1994年12月 晃洋書房)
- 今村都南雄編著『公共サービスと民間委託』1997年5月 敬文堂
- 大住荘四郎『入門SNA』1997年12月 日本評論社
- 大住荘四郎『ニュー・パブリック・マネジメント』1999年12月 日本評論社
- 奥野信宏『公共経済学』1996年1月 岩波書店
- 小松章『企業形態論 第2版』2000年3月 新世社
- 佐藤功『行政組織法〔新版〕』1979年11月 有斐閣
- 自治省『地方公共団体の総合的な財務分析に関する調査研究会報告書』2000年3月
- (財)社会経済生産性本部『決算統計に基づいた企業会計的分析手法研究報告書』1997年7月
- 醍醐聰『自治体財政の会计学』2000年9月 新世社
- 平光正「地域産業創出の経営的考察」1999年4月 静岡産業大学経営学会『環境と経営』Vol.5-1
- 平光正「独立行政法人の制度と会計基準の解説」2001年3月 日本政策投資銀行設備投資研究所『設研報告』00-12
- 田中二郎『新版行政法中巻 全訂第2版』1976年4月 弘文堂
- 筆谷勇『公会計原則の解説』1998年7月 中央経済社
- 山下茂編『特別地方公共団体と地方公社・第三セクター・NPO』1997年8月 ぎょうせい